

〔研究ノート〕

アルバート・P・ブラウスタイン著

## 「世界の憲法」解説と補遺

西  
修

本書は Albert P. Blaustein, "Constitutions of the World" (Fred B. Rothman & Co., 1993) の翻訳である。この書の著者アルバート・P・ブラウスタイン教授は、比較憲法学者として、つとに世界的に著名である。同教授をして世界的に名を知らしめている最大の功績は、「世界の諸国憲法」(Constitutions of the Countries of the World, Oceana, 1971)、以下、「世界憲法集」という全二二巻から成る膨大な憲法集の編纂である。この「世界憲法集」は、ギスバート・H・フランツ教授との共同編纂になるもので、一九七一年に初版が出されてから二〇年以上にわたり、毎年数回、刊行されている。世界の憲法は、実に目まぐるしく変貌している。そのすべてをフォローすることは、不可能に近い。けれども、世界のどこかで新憲法が制定されたり、重要な改正がなされたら、いちはやくその情報を正確にわれわれに提供してくれるのが、前記「世界憲法集」である。この憲法集は、各国別にそれぞれの憲法の成立過程とその後の発展状況、憲法典(すべて英語に翻訳されているが、国によっては原語も併載)、および参考文献を

掲載している。執筆者は、概してその国の憲法学者か専門家が担当しているので、信頼できる。ルーズ・リーフ式で、たえず差し替えることができるようになっており、非常に便利かつ有益である。そのため現在、世界の憲法研究者によって、必読の文献といえる。また、同教授の手になる「非独立および特別地域における憲法集」(Constitutions of Dependencies and Sovereignities, Oceana, 1975) 全九巻は、独立国家以外の憲法を調べるには不可欠の資料である。このように、同教授は、世界のすべての現行憲法をカバーし、たえずアップ・ツー・デイトな資料を世界に向けて発信している。

ブラウスタイン教授は、一九四八年にコロンビア大学で法学博士号を取得、五五年より九一年までラトガース大学で教鞭をとり、九一年以後は名誉教授として同大学で憲法と人権に関する講義を担当している。著書としては、前二著の編纂のほかに、「現代憲法の作成」(Framing the Modern Constitution, Rothman, 1994)、「歴史を作った諸憲法」(Constitutions That Made History, co-authored with Sigler, Paragon, 1988)、「アメリカ憲法の他国憲法に与えた影響」(The Influence of the United States Constitution Abroad, Washington Institute, 1986) など二五冊以上をもち、論文は「憲法の書き方―良い文章、悪い文章、そして美しい文章」(Constitution-Writing: The Good, The Bad, and The Beautiful, American Review, 1992 and others)、「権利章典の理解」(Understanding 'Rights' and Bills of Rights, Richmond Law Review, 1991) など二五〇以上におよぶ。

ブラウスタイン教授のもっとも大きな特色は、憲法コンサルタントとして、世界の多くの憲法を手がけていることである。一九六六年に南ベトナム憲法の作成に協力したのを皮切りに今日まで、実に八〇カ国以上を訪問し、憲法作成の相談にあずかっている。一九八三年のリベリア、一九六九年のジンバブエ、同年のペルー、一九七二年の

バングラデシュ、一九九〇年のフィジーの憲法などは、ブラウスタイン教授みずからが草案作成に参画したものである。ごく最近では、ロシアの憲法について、最初の外国人として意見を述べ、さらにダライ・ラマの自治憲法、ボリビア、ベネズエラなどの憲法についても意見を求められている。

私がブラウスタイン教授の名を知ったのは、前記「世界憲法集」によってであるが、かれこれ一〇年まえ、私がプリンストン大学留学中に同教授をラトガース大学法学部を訪ねたときのこと、突然、日本国憲法について大学院生のまえで講義するように依頼され、汗をふきふき講義をしたことを覚えている。それ以来、比較憲法という共通の土壌もあって、日本とアメリカで何度も会う機会をもっている。前記「世界憲法集」のシリーズに所載されている「日本国憲法」の解説書は、最初、一九七三年に出されたが、古くなったということで、九〇年版の発行については私が担当した。同版においては、日本国憲法の成立過程により重点をおきつつ、九〇年までの憲法発展を叙述したしだいである。

現在、ブラウスタイン教授は、「世界憲法集」の姉妹版として、いくつかの国に限定して、やや詳細な内容の諸国憲法の編纂を企画している。私も、明治憲法と現行憲法の成立過程やその特色などを書き、「日本の憲法」(The Constitutions of Japan)と題する原稿を送ったところである。

さて、訳書「世界の憲法」は、一読すれば分かるように、小冊子であるが、世界のほぼ全領域をカバーし、きわめて広範かつ濃い内容を包含している。それらの憲法は、現在を基軸にした横の広がりだけでなく、世界最古の成文憲法たるアメリカは当然として、第二番目に古いポーランド憲法、第三番目のフランス憲法など、縦軸としての古典的な諸憲法にまでおよぶ。ブラウスタイン教授の該博な知識の集約といつてよいだろう。

\* \* \*

訳書は、それほどボリュームのある本ではないので、やや隔靴搔痒の感なきにしもあらずである。そこで、以下において、最新の世界の憲法状況、主要諸国における憲法の成立と発展過程ならびに現在の憲法構造を概説しておくことが便宜的と思われる。

最初に、一九九三年末現在の世界の憲法状況は、表1のようになっていいる。この表から、少なくとも、以下のことを指摘することができる。

まず第一に、一定の年代別に整理すれば、次のような分布になる。

一七八七年のアメリカ憲法から一九四五年のインドネシアまで	一四カ国
一九四六年の日本国憲法から一九五九年のブルネイ憲法まで	一一カ国
一九六〇年のキプロス憲法から一九六八年のモルジブ憲法まで	二二カ国
一九七〇年のガンビア憲法から一九七九年のイラン憲法まで	四六カ国
一九八〇年のジンバブエ憲法から一九八九年のポーランド憲法まで	三二カ国
一九九〇年のナミビア憲法から九三年一二月のロシア憲法まで	五一カ国

ここでまず非常に驚かされるのは、一九九〇年からわずか四年しかたっていないのに、実に五一カ国もで、新憲法が制定されていることである。

第二に、いまや二〇世紀以前につくられた憲法は、わずか六カ国を数えるのみになってしまっていることである。第二次世界大戦以前の憲法を合わせても、一四カ国でしかない。このうち、アルゼンチン、インドネシアの両国で

は、第二次世界大戦以後に旧憲法の復活を定めており、純粹に第二次世界大戦前に限定すると、さらに少なくなる。第三に、それゆえ、日本国憲法は、世界で第一五番目に古い憲法になっていることである。しかも、施行後、まったく改正されていないという点で、世界的には、かなり特異な状況を示している（表2参照）。

全体的に、一九七〇年以降に制定された憲法は、全憲法の約四分の三におよんでおり、憲法に平均年齢があるとすれば、かなり若返ってきているといえる。

ここで、主要諸国の憲法がいかにしてつくられたか、またその後どのようにして時代に適合されてきたか、簡単にスケッチしてみよう。

### 不文憲法としてのイギリス憲法

訳書には、イギリスが成文憲法典をもたないということもあって、同国の憲法体制について多くふれられていない。しかし、憲法典そのものではなくても、広義の意味の憲法は存在しており、とくに同国が民主主義の母国といわれていることを勘案すれば、その憲法的発展を素描しておく必要がある。

イギリス憲法の法源は、一般に制定法、判例法、憲法習律、および学説から成るといわれている。ここに、制定法といっても、憲法的法律といわれるものであるが、どの制定法をもって憲法的法律というかは、確たる基準があるわけではない。ブラウスタインとフランツ編になる「世界憲法集」の一九九二年七月発行のイギリス憲法版は、二分冊に二二一五年のマグナ・カルタ、一六七九年の人身保護法、一六八九年の権利章典、一七〇一年の王位継承法、一八七六年の上訴裁判所法、一九一一年の国会法、一九三二年のウエストミンスター法、一九四九年の国会法、

一九七二年のヨーロッパ共同体法、一九七五年の性差別法、一九七六年の人種関係法、一九八一年のイギリス国籍法を所載している。さらに、同書でより細かく、①連合王国、②王位、③内閣および政府、④国会、⑤庶民院、⑥貴族院、⑦司法、⑧軍隊および警察、⑨市民の権利、⑩地方政府に分けて、実に四四六もの制定法を、憲法的法律としてリストアップしている。

ここで、イギリスにおける二院制と議院内閣制の成立過程をごく簡単にみておこう。アングロ・サクソン時代にあつては、賢人会議(witenagemote)として設定されていたが、一〇六六年のオレンジ公ウィリアム二世の統治以降、王会(curia regis)となった。一二六四年、ヘンリー三世が各州より二人ずつの騎士を召集、ついでバロン党の首領シモン・ド・モンフォールが各州から四人ずつの騎士を、その翌年には、騎士のほか各都市から二人ずつの市民を召集した。そして、一二九五年には、エドワード一世が大司教と司教(合計二〇人)、修道院長(六七人)、教団長(三人)、大貴族(伯爵七人、男爵四人)、各州二人ずつの騎士(七四人)、各都市二人ずつの市民(二三二人)、下級僧侶(一〇〇人)を召集した。この会議は各層からまんべんなく代表者を送ったということ、模範国会(Model Parliament)と呼ばれている。しかし、これら各層の代表者たちは、物の考え方、利害などにおいて、一致しなかった。そこで、自然に高僧と貴族とがひとつの会議体を設け、騎士と市民階級が別の会議体を開くようになっていった。前者が貴族院(House of Lords)、後者が庶民院(House of Commons)を形成するようになったのである。なお、一般僧侶は、独自に僧侶会議に集会していた。このような二院制が形成されたのは、一四世紀半ばころといわれている。こうして、イギリスにあつては、国会の構成は、成文法で定められたものではなく、歴史のなかで発展してきたものである。

議院内閣制については、政党の発達、内閣の一体性、そして内閣の国会への責任という形で発展してきた。まず政党は、一六八八年の名誉革命後、王権に対する国会の優越性が確保され、ホイッグ、トーリー両党が成立、発展した。一六九三年には、ウィリアム三世は、ホイッグ党党首のサンダーランド伯爵の提案をうけいれて、ホイッグ党の内閣を組織せしめた。この内閣は、一党によって組織された最初の内閣とみられている。一七一〇年には、トーリー党が選挙で大勝し、トーリー内閣が組織された。こうして政党内閣は、いわば必然の勢いとなっていた。一七一四年には、ドイツのハノーバー王家からジョージ一世（在位一七一四～一七二七年）が迎えられたが、同国王は、英語を理解することができなかった。そこで、ウオルポールが最初の首相として閣議を主宰することになった。ついで国王の地位についたジョージ二世（在位一七二七年～一七六〇年）は、国政にあまり関心をもたず、ここに国王の無責任と責任内閣制の基礎が築かれた。その後、即位したジョージ三世（在位一七六〇～一八二〇年）は、王権の復権をはかるも、成功しなかった。ウオルポールは、一七二〇年から四二年までホイッグ党内閣を率いたが、四二年には、庶民院の支持を失い、みずから総辞職した。このような庶民院の不信任による総辞職は、一七八二年のノース内閣のときにもみられたが、小ピット内閣（このとき小ピットは二五歳にもなっていない）になって、一七八三年に庶民院の反対に直面すると、翌年三月、かれは庶民院を解散するという挙にでた。

このような歴史的展開により、こんにちでは、イギリスの議院内閣制について、次のような原則が確立している。

- ①内閣は、庶民院の第一党により組織される。
- ②内閣の構成員は、原則として国会に議席を占めていなければならない。
- ③各大臣は、議院に出席する権利を有し、また求められれば、答弁する義務を負う。
- ④各大臣は、内閣の決定に対し、連帯して責任を負う。
- ⑤内閣は、庶民院の信任を失った場合に、総辞職するか、あるいは庶民院を解散

しなければならぬ。かかるイギリスの議院内閣制が、わが国の現行憲法下における政治構造に大きな影響を与えることになったのである。

### 最古の成文憲法としてのアメリカ憲法

現行憲法中もつとも古いアメリカ憲法は、一七八七年に制定された。その基底に一七七六年の独立宣言があったことはいうまでもない。アメリカにおいては、一六二〇年にピューリタンの一団がプリムス港に渡来していろいろ植民化が行われるようになった。入植者は、イギリス国王から付与された特許状にもとづいて植民活動を行ったが、やがて自治権の獲得をめざすようになった。このような動きにたいして、イギリス本国は、みずからの利益と支配を確保するために、砂糖条令（一七六四年）、印紙条令（一七六五年）、茶条令（一七七三年）などの課税政策を遂行した。とくに茶条令をめぐる、本国政府は、武力的な威圧政策をとったために、植民地側のつよい団結を促した。入植者たちは、当初、イギリス憲法体制のもとでいわばイギリス臣民としての権利にもとづいて抗争したが、やがてトーマス・ペインなどの思想的影響をうけて、いわば自然法のもとにおける人間としての権利にもとづく反抗となった。こうして、本国との和解は遠のき、一七七六年七月四日、大陸会議は、「独立宣言」を満場一致で採択した。その冒頭の一節を摘記すれば、以下のものである。

「人類の発展過程に、一国民が、従来、他国民の下に存した結合の紐帯を断ち、自然の法と自然の神の法とにより賦与される自立平等の地位を、世界の諸強国のあいだに占めることが必要となる場合、その国民が分立を余儀なくさせられた理由を声明することは人類一般の意見に対して抱く当然の尊重の結果である。われわれは、自



明の真理としてすべての人は平等に造られ、造物主によって、一定の奪いがたい天賦の権利を賦与されそのなかに生命、自由および幸福の追求の含まれることを信ずる。また、これらの権利を確保するために、人類のあいだに政府が組織されたこと、そしてその正当な権力は被治者の同意に由来するものであることを信ずる。そしていかなる政治の形体といえども、もしこれらの目的を毀損するようになった場合には、人民はこれを改廃し、かれらの安全と幸福とをもたらしとみとめられる主義を基礎とし、また権限の機能をもつ、新たな政府を組織する権利を有することを信ずる。」(高木八尺ほか訳「人権宣言集」岩波文庫版による)。

右記の引用部分からも分かるように、「独立宣言」は、自然法思想、社会契約説、主権在民、抵抗権思想などにもとづいている。そして、このような思想は、その後の諸州の憲法中の「権利章典」あるいは「権利宣言」に継承され、一七八七年の「アメリカ合衆国憲法」(人権規定の部分については、一七九一年の改正により増補)に結実されることになったのである。

アメリカ憲法の大きな特色が、大統領制をとっていることであることはいうまでもないだろう。大統領は、行政部の長として、すべての閣僚(各省長官)を任命し、閣僚は議会に対して責任を負う。それゆえ、議会は、大統領を頂点とする政府に対して不信任を要求することができない。これに対応して、政府も議会の解散権を有しない。各閣僚は、議会に議席をもつことがなく、議会にみずから出席する権利ももたない。また、法律案の提出権は、議員のみにあつて、政府には与えられていない。大統領は、反逆罪、収賄罪などにより上院で弾劾されないかぎり、その地位は任期満了まで保障されている。このように、アメリカの政治構造は、立法府と行政府との関係において、相互に抑制しあいながら、均衡が保たれることを前提としている。

こうして制定されたアメリカ憲法は、こんにちまでの二〇〇年余のあいだに一八回の改正をし、二七カ条の追加をほどこしている。同国では、連邦議会による両議院の三分の二または全州の三分の二の州議会により憲法改正案が発議され、全州の四分の三の州議会または全州の四分の三の憲法議会によって承認されたときに、憲法改正が成立する（憲法第五条）。同国の憲法改正は、従来の憲法典をそのまま残しておいて、これに修正された条文を加えていくという形式をとっている。それゆえ、学者によつては、修正第何条と称しているが、改正手続きをとっている以上、学問的には改正第何条というほうが正しいといえる。

同国の憲法改正史をみると、第一回目は、一七九一年の「権利章典」の追加（改正第一条〜第一〇条）である。この追加は、よく知られているように、原憲法に国民の権利条項が入っていなかったことに対する不満の融和策として入れられたものである。国教樹立の禁止、言論・出版の自由、不合理な搜索・逮捕・押収の禁止、大陪審制度の保障、迅速な公開裁判の保障、残虐な刑罰の禁止などが挿入された。これらの条項は、わが国憲法作成に際してかなり大きな影響を与えている。また現在は悪名高くなっている国民の武器所蔵権もこのときに導入された。すなわち、改正第二条は、「規律正しい民兵は、自由国家の安寧に必要なから、武器を所蔵し携帯する国民の権利は、これを侵してはならない」と規定している。この規定は、もともと、独立戦争を勝ちとった経験をふまえて、国民各自の自衛権として設定されたものである。しかし、こんにちでは、この条項の存在がアメリカにおける犯罪の最大の原因をつくりだしている。クリントン大統領は、九三年末に銃規制法を通過させたが、アメリカから武器をなくすためには、この条項そのものを憲法から削除させなければならぬのである。

第二の大きな改正は、南北戦争後に挿入されたもので、奴隷制の廃止、新たに解放された黒人の権利を保護する

ためのものである。その引き金になったのが、ドレッド・スコット事件であった。この事件の判決で、連邦最高裁判所は、奴隷の人格をみとめず、奴隷を禁じた州法を憲法違反であると判示したのである（一八五七年）。この判決が契機となって、南北戦争が勃発し、奴隷制度廃止を唱えるリンカーンの勝利に終わり、改正第一三条から第一五条までが加えられた。そのなかで特筆されるのが、改正第一四条の「法の適正手続き条項」である。すなわち、同条は「いかなる州も、法の適正な手続きによることなくしては、何人の生命、自由または財産も、これを奪うことはできない」と定めており、この規定がわが国憲法第三一条の原形になっている。

その他、大統領・副大統領の選挙制度の改正（改正第一二条・一八〇四年）、上院への直接選挙の導入（改正第一七条・一九一三年）、女性に対する投票権の付与（改正第一九条・一九二〇年）、大統領の三選禁止（改正第二二条・一九五一年）、大統領に事故ある場合の副大統領の昇格（第二五条・一九六七年）、投票権年令の一八歳への引き下げ（改正第二六条・一九七一年）など、運用にともなう改正条項が追加された。朝礼暮改の改正例として、禁酒条項のてんまつがある。一九一九年に禁酒条項（改正第一八条）が採択されたが、いっこうに守られず、逆に、ギャング組織をはびこらせる結果をまねいた。結局、この条項は一九三三年に廃止されてしまった（改正第二二条）。

最新の改正は、一九九二年五月七日、ミシガン州が憲法改正に必要な三八番目の州として批准した改正二七条である。同条は、「上院議員および下院議員の職務についての報酬を変更する法律は、下院議員の選挙が行われた後でなければ、施行されない」というものである。その趣旨は、いわゆるお手盛りを防止することにある。議員の報酬を上げる法律案を連邦議会が制定したとしても、その効果は下院議員選挙を介在させることを必要としたものである。わが国の場合、公務員の給与を引き上げる法律の制定とともに、自動的に国会議員の歳費も上げられるという

方式をとっているが、このような方式ではお手盛りの批判は免れないであろう。

なお、この間、一九七二年には、「法の下における権利の平等は、性を理由に拒否または剝奪されてはならない」とする男女平等条項の挿入が、連邦議会を通過した。けれども、ウーマン・リブ発祥の国としては奇妙なことだが、全州の四分の三の多数を得ることができず、廃案になったことがある（この間の事情については、拙著「各国憲法制度の比較研究」成文堂、一九八四年所収の「アメリカ憲法と男女平等—Equal Rights Amendmentを中心に—」を参照）。私が八年ほどまえにアメリカ議会図書館のコンピューターを操作したところ、下院に一〇〇以上、上院に二〇くらい  
の憲法改正案が提出されていた。それらの改正案のなかには、大統領の直接選挙（現在は、形式的には間接選挙）、大統領に条項拒否権を与えること（現在、大統領に与えられている拒否権は、法案を全体として賛成するか拒否するかで、条項を選択して拒否できない）、予算の収支の均衡など、政治上たえず問題になっているものが含まれていた。

### 憲法の実験室としてのフランス憲法

フランスの現行憲法は、一九五八年にド・ゴールの意向を組み入れて制定された第五共和制憲法である。それゆえド・ゴール憲法と呼ばれている。同憲法は、一七九一年に同国最初の憲法が制定されてから、十数番目の憲法である。十数番目の憲法というあいまいな表現は、実際につくられたけれども、施行されなかった憲法もあり、数え方が人によって一定していないためである。政治体制も、君主制、共和制、帝制などが形を変えて現れており、まさに憲法の実験室の感がある。

フランス憲法体制の原点は、一七八九年に発せられた「人および市民の権利宣言」にある。現行憲法も、その前

文で次のように定めている。

「フランス人民は、一九四六年憲法の前文で確認され、補充された一七八九年の宣言によって定められた人権および国民主権の原則に対する愛着を厳粛に宣言する。」

「人および市民の権利宣言」は、一七カ条からなり、人間の自由・平等(第一条)、権利の天賦・不可譲性(第二条)、国民主権(第三条)、法律は一般意思の表明であること(第六条)、罪刑法定主義(第七条、第九条)、思想および意見の自由(第一条)、所有権の不可侵性(第十七条)などが規定されている。また、第一六条の「権利の保障が確保されず、権力の分立が定められない社会は、憲法を有するものではない」との規定は、近代憲法の包含すべき二つの原則を指定したことで、しばしば引用されている。

さて現行憲法は、前述したように、ド・ゴールの政治理念に裏打ちされたものである。ド・ゴールは、一九四六年に制定された第四共和制憲法が一二年間に二七もの内閣改造をまねいたことの原因を深く考えた。かれは同共和制にあつては、立法院のほうが行政府よりはるかに強力であつたために、不安定な内閣制を招来したと分析した。それゆえ、強力な行政府の確立方法が課題とされた。そこで、大統領権限の拡大と議会権限の縮小を主眼にした憲法作りがなされた。

憲法は、大統領の権限として、①非常措置権(第一六条)、②国民投票への付託権(第二一条)、③閣議の統裁権(第九条)、④首相および大臣の任命権(第八条)、⑤国民議会の解散権(第二二条)などを規定している。他方、立法事項を明定し(第三四条)、議会が定めることのできる事項を限定し、立法過程においても、行政府が関与できるように道が開かれている(第四一条、第四五条)。

このような内容をもつ第五共和制憲法は、一九五八年九月二八日に実施された国民投票で有効投票の八五パーセント強の圧倒的賛成をもって承認された。同憲法の改正は、両院によって同一の文言で可決され、国民投票で承認されることにより確定的となるが、政府提出の憲法改正案は、大統領が両院合同会として招集される国会で表決するむねを決定したときは、国民投票には付されない。その場合は、両院が合同して集会した国会で有効投票の五分の三の承認があれば、憲法改正は成立する（第八九条）。同憲法は、これまで、①フランス共同体の弾力化（一九六〇年六月）、②大統領の直接選挙制（一九六二年一月）、③国会の会期の変更（一九六三年一月）、④憲法評議会への申し立て権の拡大（一九七四年一月）、⑤大統領が欠けた場合の処置（一九七六年六月）、⑥マーストリヒト（欧州連合）条約批准にともなう改正（一九九二年六月）、⑦司法高等評議会に関する改正、政府構成員の刑事責任に関する追加（一九九三年七月）、⑧庇護権に関する規定追加（一九九三年一月）の八回、改正されている。

こうしてフランス憲法は、大統領の優位という形で制定されたが、アメリカのような完全な大統領制ではなく、議院内閣制が加味されているので、大統領がその優位性をたもつには、議会における多数の支持が前提とされている。しかし、一九八六年の総選挙では、ミッテラン大統領を擁する社会党が議会の選挙で敗北を喫したため、保守派（ドゴール派）のシラクが首相に選任された。ド・ゴールの予期しなかったコアビタシオン（共棲）現象が現出することになったのである。

### 分断から統一へと移行したドイツ憲法

ドイツは、わが国とおなじく第二次世界大戦で敗戦をこうむった。しかも、同一民族国家が東と西に分断される

という悲哀を経験した。この悲哀は、一九九〇年一〇月の統一ということ、いちおうの決着をみたが、統一後の再建は、かならずしも思うようにはいつていないようだ。周知のごとく、統一ドイツにおいては、従来、西側地域で通用していたドイツ連邦共和国基本法（一般にボン基本法と呼ばれている）が全ドイツに適用されることになった。この基本法は、一九四九年五月にアメリカ、イギリス、フランスに占領されていた西側地域で制定された。東側地域では、同年一〇月にソ連指導の社会主義憲法がつくられることになった。

ボン基本法の作成過程との関連で、二つの点に興味がひかれる。一つは、「憲法」とはいわず、「基本法」と称したことである。なぜか。西側のひとたちのあいだには、憲法とは、統一後に作成されるべきものという考えが強く存しているからである。基本法の前文と最終条の第一四六条に、その意図が明確に表されていた。関係の箇所を左に摘記してみよう。

前文「(西側の) 諸ラントの国民は、過渡期における国家生活に新たな秩序を与えるために、その憲法制定権力にもとづき、このドイツ連邦共和国基本法を制定した。これらの諸ラントの国民は、協力されているかのドイツ人たちのために行動した。全ドイツ国民は、自由な自己決定で、ドイツの統一と自由を完成するように要請されている。」

第一四六条「この基本法は、ドイツ国民が自由な決定により議決した憲法が施行される日に、その効力を失う。」これらの文言は、一九九〇年八月三十一日に調印された「統一条約」により次のように改正された。

前文「…諸ラントのドイツ人は、自由な自己決定でドイツの統一と自由を達成した。これにより、この基本法は全ドイツ国民に適用される。」

第一四六条「この基本法は、ドイツの統一と自由を達成した後には、全ドイツ国民に適用されるが、ドイツ国民が自由な決定により議決した憲法が施行される日に、その効力を失う。」

二つ目に興味がひかれるのは、作成過程における占領軍の監視状況である。占領軍は、西ドイツの国民がいかなる憲法をつくるか、多大の関心をもっていた。基本法の原案となったのは、ヘレンヒムゼー草案である。各ラント（州）の首相から派遣された憲法専門家たちが、バイエルン州最大の湖水ヒムゼーのいたって風光明媚なヘレンヒムゼー島（「ヒムゼー湖の男島」という意味で、この湖にはフラウエンヒムゼー島「ヒムゼー湖の女島」もある）に集まった。ここで練りあげられた原案が一九四八年九月、基本法審議会にかけられた。この基本法審議会は、各ラント議会によって選出された六五人の代表者で構成された。ここで成案をえたものが、最終的に占領軍によってチェックされたわけであるが、占領軍からは本質にかかわる修正要求はだされなかった。この点が日本国憲法の制定過程と比較するとき、非常に大きなちがいがいえる。日本国憲法の制定に関しては、一九四六年二月の段階で占領軍みずから日本国憲法案を作成し、これに対する日本側からの基本的な部分の修正要求をみとめなかった。主客が転倒された形で進められた。ドイツの場合、実際問題として、三国の占領軍がひとつの憲法案をつくってドイツ側に示すということは非常に難しかったと思われる。けれども、ドイツ国民自身が作成した憲法草案は、民主主義という観点から、占領国側の考え方と本質的なちがいがなかった。このことが占領軍の干渉をまねかなかったといえる。ドイツには、二〇世紀でもっとも民主的といわれたワイマル憲法をつくった実績がある。しかし、そのもっとも民主的な憲法から非民主的なナチスを生み出した。基本法の原案は、それに対する深い反省が根底にあった。もし日本において、いわゆる松本案が明治憲法のもたらした悲惨な結果に十分、意をもちいていたら、総司令部のあれほど



の干渉がなかったのではないか。いわゆる「憲法押しつけ論」には、この視点が欠落しているように思われる。

基本法の大きな特色として、「人間の尊厳」の不可侵性と「たたかう民主主義」をあげることができる。まず基本法は、その第一条を次のように規定している。

「(1) 人間の尊厳は、不可侵である。これを尊重し、かつ保護することは、すべての国家機関の義務である。  
(2) 前項の規定にもとづき、ドイツ国民は、不可侵かつ不可譲の人権を、世界の各人間共同体、平和および正義の基礎として、みとめる。」

この「人間の尊厳」は、「基本法の憲法秩序の最高原理」(コンラート・ヘッセ著・阿部照哉ほか訳『西ドイツ憲法綱要』日本評論新社、一九八三年)であつて、改正手続きにしたがつても、この基本原理に触れることは、ゆるぎされない(基本法第七九条)。

また、「たたかう民主主義」も、基本法全体を貫いている原理である。その内容は、「自由で民主的な基本秩序」を擁護することにある。前述したように、ワイマール憲法は、もつとも民主的な憲法といわれた。しかし、その民主主義には、民主主義を否定する者にも、最大の自由を与えたという点で、脆弱性があつた。ブラウスタイン教授が言及しているように、ヒトラーは、ワイマール憲法のもとで、政権を獲得し、かつ新たな憲法をつくることなく、政権を維持できたのである。このような反省のうえにたつて、基本法は、「自由で民主的な基本秩序」を破壊する者には、自由を与えないという方針がとられた。たとえば、第一八条の次の規定をみてみよう。

「何人も、意見発表の自由、とくに出版の自由(第五条二項)、学問の自由(第五条三項)、集会の自由(第八条)、結社の自由(第九条)、信書、郵便および電信電話の秘密(第一〇条)、所有権(第一四条)または庇護権(第一六a

条)を、自由で民主的な基本秩序を攻撃するために濫用する者は、これらの基本権を喪失する。喪失とその程度は、連邦憲法裁判所によって言渡される。」

また、第二一条二項の規定は、次のようである。

「政党で、その目的またはその党員の行動が自由で民主的な基本秩序を侵害し、もしくは除去し、またはドイツ連邦共和国の存立を危うくするものは、違憲である。違憲の問題については、連邦憲法裁判所がこれを裁判する。」

基本法は、連邦議会の三分の二と連邦参議院の表決数の三分の二の同意により、改正される。一九四九年に同基本法が制定されてから、一九九四年一月現在、実に三九回の改正を経ているが、さらに同年六月三〇日、①女性の権利保障強化、②身体障害者の権利保障強化、および③次世代のための国の環境保護義務の三項目の追加が圧倒的多数で承認されたと報じられている（産経新聞、一九九四年七月一日付）。これまでの改正のなかでとくに注目されるのは、再軍備条項の導入（一九五四年、五六年）、非常事態条項の整備（一九六八年）、および亡命者庇護規定の改正（一九九三年）である。

ドイツは、敗戦国として、当初の憲法には、軍に関する規定は皆無であった。のみならず、侵略戦争を遂行する行為は違憲であることを明記し（第二六条）、平和主義国家であることを宣明した。しかし、東西の冷戦が激化してくるにともない、徴兵制を導入するとともに、軍隊をもつことを憲法のなかにはっきりうたった（五四年と五六年の改正）。こうしてNATO（北大西洋条約）の一員として、西ドイツは東側と対峙することになったのである。

また六八年には、完全な独立国たるためには、非常事態に十分備えることのできる規定を入れるべきだという与

野党の合意のもとに、二八条項の変更におよぶ大々的な改正が断行された。この改正により、連邦領土が武力で攻撃され、またはそのような攻撃の差し迫っていること（防衛事態）の確認は、原則として、連邦議会が連邦参議院の合意をえて行い、防衛事態の公布とともに、軍隊に対する指揮・命令権は連邦首相に移るなど、詳細な非常事態条項が整備された。このような非常事態条項に批判的なひとびとは、もちろん存在する。しかし、ドイツの高名な憲法学者コンラート・ヘッセの次の記述は、深い意味をもっているように思われる。「憲法は非常時においてだけでなく、緊急時および危機的状况にあっても、真価を発揮しなければならぬ。憲法が危機を克服するための配慮をしていないときは、責任ある国家機関は、決定的瞬間において憲法を無視する挙に出るほかにすべはないのである」（前掲書）。

そして、九三年五月、亡命者庇護規定（第一六条）にも手が加えられた。この規定は、ナチス時代における排他的民族主義の反省から生まれたもので、亡命を希望する者はだれでもいったん入国をみとめ、亡命審査を行うという手続きをとってきた。けれども、そのような簡便な措置は、「亡命天国」を生みだし、東西ドイツの統一にともなう財政的逼迫から、ネオ・ナチスによる外国人難民襲撃事件が頻発した。このようなことから、反ナチスの象徴規定だった亡命者保護規定に制限が課せられることになった（第一六a条）。

### 社会主義憲法の誕生とその崩壊―ロシア憲法

以上の諸国憲法とは別の流れとして、ロシアに社会主義憲法が誕生した。それがはじめて世に現れたのは、一九一八年七月に制定された「ロシア社会主義連邦ソビエト共和国憲法（基本法）」においてである。この憲法は、一九

一七年一〇月のロシア革命から九カ月後に作成されたもので、第一編に「勤労し搾取されている人民の権利宣言」をおき、第二編以下で、統治機構に関する規定を配している。このうち「勤労し搾取されている人民の権利宣言」は、社会主義革命後における最初の人権宣言として、非常に注目される。そこには、ロシアが労働者、兵士および農民代議員の共和国であるむねの宣言がなされ、人間による人間の搾取の廃止、階級社会の完全な廃絶、搾取者に対する容赦なき弾圧などを基本的任務として、私有土地の廃止、森林・地下資源の国有化、有産階級の武装解除などがうたわれていた。旧ソ連では、各憲法を歴史のなかで意義づけていたが、この一八年憲法は、プロレタリア独裁を法的に固定化したのみならず、その後のすべてのソ連憲法の基礎をつくったものとして位置づけられた。

一九一八年憲法がつくられたときは、国内的にはツァーの残滓が多数、反撃の機会をうかがい、国外的には四囲を反社会主義陣営の諸国で塞がれていた。けれども、強力な反革命組織「チェー・カー」などの取り締まりにより、国内での混乱も収束にむかい、また二二年にはソビエト社会主義共和国連邦が結成されたこともあり、第二段階へと進んだ。一九二四年の「ソビエト社会主義共和国連邦ソビエト基本法（憲法）」の作成である。この憲法は、レーニン憲法と呼称されており、連邦の革命的改革と社会主義建設の時期に適合したものであって、資本主義から社会主義への移行期に施行された憲法であると意義づけられている。同憲法は、世界に社会主義のすばらしさをアッピールするために、冒頭の部分で、資本主義と対比させて、次のような一節をかかげた。

「ソビエト共和国が形成されて以来、世界は二つの陣営に分裂するようになった。資本主義陣営においては、民族的敵意と不平等、植民地的奴隷制度と狂信的愛国主義、民族的抑圧と虐殺、帝国主義的残忍と戦争が支配し、一方、社会主義陣営においては、相互の信頼と平和、民族的自由と平等、人民の平和的共存と兄弟的協力が見いださ

れる。」

このレーニン憲法も、国内的には五カ年計画の実施とそれに関する行政機構の改組など、国外的には諸外国との通商・外交関係の活発化、国際連盟への加盟などにもない、部分的改正をうけていたが、そのような部分的改正の積み重ねだけでは、激しく移り変わる事態に対処できないことが明らかになり、新憲法の制定が表面化してきた。

かくて、一九三六年一月、「ソビエト社会主義共和国連邦憲法（基本法）」（いわゆるスターリン憲法）が誕生した。この憲法は、ソ連邦における社会主義建設が基本的に完了した時期に適合したものであつて、同国における搾取者階級の廃絶の事実を反映し、社会主義の勝利を固定化したものとして特色づけられている。スターリン憲法は、その後、時代の進展に適合すべく、おびただしい改正（大臣会議を構成する省庁の改正だけでも一三〇回におよんだという）を受けたが、社会主義の完了が共産主義移行への漸次的段階に入ったと認識されるようになり、全面的改正の必要が考慮されるようになった。

憲法の全面的改正はフルシチョフの時代にはじまったが、完成したのはブレジネフのときであつた。一九七七年一月、ロシア革命から六〇年目を記念して、「ソビエト社会主義共和国連邦憲法（基本法）」が公布された。この憲法は、これまでの歴史上の諸憲法の全経験を総括し、かつその経験を時代の要求に應える新たなで豊かな内容にしたものとして意義づけられている。「発達した社会主義社会」、「社会主義的全人民国家」などがキーワードとして、喧伝された（西修「ソ連の憲法」西修ほか「各国憲法論」学陽書房、一九八二年所収参照）。八五年には、ゴルバチョフが書記長に就任、ペレストロイカ（改革＝再編）を旗印に、諸種の改革に着手した。憲法については、八八年末と八九年末にそれぞれ統治機構に関連する条文の改正を行い、また九〇年三月には、共産党の指導的役割を定めた第六条の

改正、さらに社会主義的所有を規定した社会主義経済システムにもメスが入れられた。こうしてゴルバチョフの進めたペレストロイカは、東欧では、社会主義体制そのものの放棄となり、ブーメランのごとく、九一年八月には、ソ連邦そのものの崩壊という結果を招来させたのである。

エリツインのもとで一九九三年一月二五日に公布・施行されたロシア共和国憲法は、大統領の権限強化が目立つ。「大統領は、国家元首であり、憲法および市民の権利と自由の保証人である」（第八〇条）とされ、その権限として、首相の任命権（下院たる国家会議の同意が必要）、内閣の総辞職の決定、連邦安全保障会議の主宰、側近をもって構成せしめることのできる大統領府の組成、軍の最高司令官たる地位、軍事ドクトリンの承認、軍上級指導部の任免、下院（国家会議）の解散権、国民投票の布告権、戒厳令・非常事態の布告、大統領令や政令の布告（これにより経済改革のための一連の命令が発せられると予想される）などが付与された。その他、二一の旧自治共和国の扱いが問題になっていたが、すべての共和国、地方、州、特別市、自治州および自治管区は「同等の権利をもった主体」（第五条）であると定められ、連邦の一体性が強調された点も、ひとつの特色である。

この憲法は、九三年一月二日に実施された国民投票で、政府機関紙「ロシースキエ・ベスチ」によれば、投票者の五八・四パーセント（なお、同紙では有権者約一億六百万人のうち五四・八パーセントが参加したと報じている）の賛成をえて発効した。

しかし、この国民投票と同時に行われた選挙では、ジリノフスキー率いる極右政党・ロシア自由民主党が比較多数で、トップの議席をえた。これまでエリツインの進める経済改革の協力者だった複数の有力閣僚が辞任するなど、ロシアの前途を憂慮する声が高まっている。まさに試練のときを迎えているといつてよさそうだ。

## 社会主義型憲法としての中国憲法

中国の最初の憲法は、一九五四年の「中華人民共和國憲法」である。この年、毛沢東は蔣介石の国民党を台湾に追いやり、みずからの憲法をつくった。作成にあたっては、ソ連の一九三六年憲法を参考にした。この当時、ソ連とは蜜月の関係にあった。中国憲法前文の次の一節が明白に物語っている。

「わが国は、偉大なソビエト社会主義共和国連邦憲法および人民民主主義諸国との間にすでに緊密にして不変の友好関係を樹立しており、わが国の人民と全世界の平和愛好人民との間の友好関係もまた日増しに深まっている。これらの友好関係は、今後も引き続き発展、強化されるであろう。」

この憲法は、社会主義建設の進行がスピードアップするにともない、時代とのギャップが目立ってきた。そして毛沢東が唱えた文化大革命とともに、憲法もきわめて単純化されたものとなり、わずか三〇カ条からなる(前記の五年憲法は一〇六カ条)一九七五年憲法(文革憲法と呼ばれている)が制定された。しかし、翌七六年には、毛沢東が死去、「四人組」の逮捕と続き、左派路線からの軌道修正がはかれることになった。華国鋒首席のもとで、七八年に新憲法(六〇カ条からなる)が作成されたが、文革憲法からの完全な離脱にまではいたらなかった。それゆえ、七八年憲法は、早晩、全面的な改正を必要とされていた。

こうして八二年一二月、実権派の総帥・鄧小平の意向を強く反映した憲法が作成された。この憲法は、人民民主主義独裁、社会主義の道、中国共産党による指導、マルクス・レーニン主義と毛沢東思想の四つを基本原理としてかかげる一方で、工業、農業、国防および科学技術の四つの現代化を明記している。これらの現代化を推進するた

めに、外国からの投資に関する規定をも導入した。このようにして、「実事求是」を強調した結果、経済が飛躍的に発展し、社会主義路線の変更ともとれる改正が八八年三月になされた。すなわち一つは、土地の使用権の譲渡をみとめるようにしたことであり、もう一つは私営経済を合法的な権利として容認したことである。さらに、九三年三月には社会主義市場経済の実施を明定することなど、経済の活性化をはかるための改正が断行された。このように資本主義的要素を導入した反面、政治的には、天安門事件にみられるごとく、国民の政治的批判への締めつけがいぜんとして厳しい状況にある。かくして、現在の中国には、経済的發展と政治的開放をいかに整序づけていくのが、基本的に問われている。

### 社会主義と憲法発展

多くの国家は、憲法を時代に適合させ、時代とともに歩む姿勢を示している。このような姿勢をもっとも分かりやすい形で示しているのが、社会主義憲法である。もともと、マルクス主義の唯物弁証法は、生々流転、有為転変といった考え方を基本にすえる。物事には必ず矛盾があり、その矛盾がある一定段階になると、もとの段階にとどまっていることができず、つぎの段階へと発展する。いわゆる止揚とか昇華と説明されている（原語はアウフヘーベン）。マルクスとエンゲルスの「共産党宣言」によって説明すると、奴隷制社会から封建社会、さらに資本主義社会へと発展してきたのは、それぞれの社会体制のもつ矛盾がアウフヘーベンされてきたからである。そして、資本主義社会においても、労働の余剰価値などさまざまな矛盾をかかえており、圧倒的多数のプロレタリアートが団結することにより、搾取階級のいない共産主義体制に移行させなければならないと説くのである。



しかし、共産主義の矛盾については、なんら言及することがなかった。共産主義体制の矛盾がどのようにアウフヘーベンされていくのかは、なにも述べられなかった。ここに、マルクス主義の基本的欠陥があった。ソ連をはじめ、共産主義体制のもつ矛盾が露わになると、反対者をただ力で押さえつけるしかすべがなかった。恐怖、監視、抑圧、膨張主義、そんな言葉が共産主義の代名詞になってしまった。共産主義憲法体制が崩壊したのも、必然といえよう。今日、社会主義を憲法で標榜しているのは中国のほかに、ベトナム、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）、キューバ、ベトナムなどごくわずかになってしまった。これらの憲法体制が今後、いかなる運命をたどるのだろうか。

表1 世界の現行憲法一覧（制定順）

1994.1作成

1787. 9 アメリカ	. 9 ボツワナ
1814. 5 ノルウェー	.11 ドミニカ共和国
31. 2 ベルギー	.11 バルバドス
53. 5 アルゼンチン (1957年に復活)	.11 ウルグアイ
68.10 ルクセンブルク	67. 1 トンガ
74. 5 スイス	. 2 ボリビア
1900. 9 オーストラリア	. 8 モーリシャス
17. 2 メキシコ	68. 1 ナウル
19. 7 フィンランド	.11 モルジブ
20.10 オーストリア (1945年に復活)	70. 4 ガンビア
21.10 リヒテンシュタイン	. 7 カタール
37.12 アイルランド	. 7 イラク
44. 6 アイスランド	71.12 アラブ首長国連邦
45. 8 インドネシア (1959年に復活)	72. 3 モロッコ
46.11 日本	. 6 カメルーン
47. 1 台湾 (中華民国)	.10 パナマ
47.12 イタリア	.11 バングラデシュ
49. 5 ドイツ	.12 北朝鮮
.11 コスタリカ	73. 3 シリア
50. 1 インド	. 7 バハマ
52. 1 ヨルダン	. 8 パキスタン
53. 6 デンマーク	.12 バーレーン
58.10 フランス	74. 2 グレナダ (1983年に復活)
59. 6 シンガポール	75. 1 スウェーデン
.10 ブルネイ	. 6 ギリシア
60. 8 キプロス	. 9 パプアニューギニア
.10 コートジボアール	.11 アンゴラ
61. 1 ベネズエラ	76. 2 キューバ
. 2 ソマリア (1991年に復活)	. 4 ポルトガル
62. 1 西サモア	. 8 トリニダードトバコ
. 8 ジャマイカ	77. 4 タンザニア
.11 クウェート	78. 2 ザイール
.12 モナコ	. 4 アルメニア
63. 3 セネガル	. 4 アゼルバイジャン
. 6 ケニア	. 4 ベラルーシ
. 9 マレーシア	. 4 グルジャ
64. マルタ	. 4 キルギスタン
66. 7 マラウイ	. 4 モルドバ

- . 4 タジキスタン
- . 4 ウクライナ
- . 4 ウズベキスタン
- . 7 ソロモン諸島
- . 9 スリランカ
- .10 スワジランド
- .11 ドミニカ国
- .12 スペイン
- .12 ルワンダ
- 79. 2 セントルシア
  - . 3 セーシェル
  - . 5 ミクロネシア
  - . 5 マーシャル諸島
  - . 7 キリバス
  - . 8 エクアドル
  - .10 セントビンセント・グレナ  
ディーン
  - .12 イラン
- 80. 4 ジンバブエ
  - . 5 エジプト
  - . 7 パヌアツ
  - . 9 カーボベルデ
  - . 9 チリ
  - .10 ガイアナ協同
- 81. 9 ベリーズ
  - .11 アンチグア・バーブーダ
- 82. 1 ホンジュラス
  - . 8 赤道ギニア
  - .11 トルコ
  - .12 中華人民共和国
  - .12 カナダ
- 83. 2 オランダ
  - . 9 セントクリストファー・ネイビ  
ス
  - .12 エルサルバドル
- 84. 5 ギニアビサオ
  - . 7 リベリア
- 85. 5 グアテマラ
- 86. 9 ツバル
- .11 中央アフリカ
- 87. 1 ニカラグア
  - . 2 フィリピン
  - . 3 ハイチ
  - .10 スリナム
  - .10 大韓民国
- 88. 7 チュニジア
  - .10 ブラジル
- 89. 5 ナイジェリア
  - .10 ハンガリー
  - .11 レバノン
  - .12 ポーランド
- 90. 3 ナミビア
  - . 5 ラトビア (1922年に憲法の一部  
復活)
  - . 6 アフガニスタン
  - . 7 フィジー
  - . 9 サントメ・プリンシペ
  - .11 ネパール
  - .11 モザンビーク
  - .11 ギニア
  - .11 ベナン
  - .11 クロアチア
  - .11 ボスニア・ヘルツェゴビナ
- 91. 3 ガボン
  - . 4 アルバニア
  - . 5 イエメン
  - . 6 ブルキナファソ
  - . 7 モーリタニア
  - . 7 エチオピア
  - . 7 コロンビア
  - . 7 ブルガリア
  - . 8 ラオス
  - . 8 ザンビア
  - .11 マケドニア
  - .12 ルーマニア
  - .12 スロベニア
  - .12 タイ
- 92. 1 マリ

- |              |               |
|--------------|---------------|
| . 2 モンゴル     | . 9 スロバキア     |
| . 3 コンゴ      | . 9 ジブチ       |
| . 3 ブルンジ     | .10 リトアニア     |
| . 4 ガーナ      | .12 ニジェール     |
| . 4 ベトナム     | .12 チェコ       |
| . 4 ユーゴスラビア  | 93. 1 カザフスタン  |
| . 5 トルクメニスタン | . 3 アンドラ      |
| . 6 コモロ      | . 5 エリトリア     |
| . 6 パラグアイ    | . 9 カンボジア     |
| . 6 エストニア    | .10 ペルー       |
| . 7 トーゴ      | .12 南アフリカ（暫定） |
| . 8 マダガスカル   | .12 ロシア       |
| . 9 トーゴ      |               |

(以上 176 カ国)

不文憲法国（9 カ国）

イギリス、ニュージーランド、サウジアラビア、オマーン、イスラエル、リビア、サンマリノ、ブータン、バチカン

憲法停止中（7 カ国）

ミャンマー、アルジェリア(92.1 停止)、ウガンダ(85 より停止)、シエラレオネ(92.5 停止)、スーダン(89.6 停止)、チャド(90.12 停止)、レソト(70.1 停止)

表2 憲法改正の実際（1940年代までの憲法）

制定年月 国名	改正の実際
1787. 9 アメリカ	1992年までに18回、27カ条改正、戦後は6回
1814. 5 ノルウェー	きわめて頻繁、1976年までに少なくとも82回改正、戦後は同年まで6回、全体の3分の2以上が改正の対象に
1831. 2 ベルギー	きわめて頻繁、1980～88年だけで11回改正(対象条項30カ条以上)、93年4月に連邦制移行のための改正
1853. 5 アルゼンチン	1957年に左記憲法が復活
1868.10 ルクセンブルク	1983年までに10回改正、戦後は同年まで9回
1874. 5 スイス	きわめて頻繁、こんにちまで100有余回
1900. 9 オーストラリア	1991年までに6回改正、戦後は同年まで3回
1917. 2 メキシコ	きわめて頻繁、1987年までに少なくとも53回改正、戦後同年まで少なくとも39回
1919. 7 フィンランド	頻繁、1972年から90年までで12回の改正
1920.10 オーストリア	頻繁、1975年から84年まで13回改正、改正対象条項は63カ条
1921.10 リヒテンシュタイン	1986年まで11回の改正、戦後は9回
1937.12 アイルランド	1987年まで10回の改正、戦後は8回
1944. 6 アイスランド	1959年、67年、84年の3回改正
1945. 8 インドネシア	1959年に左記憲法復活
1946.11 日本国	無改正
1947. 1 台湾(中華民国)	1991年4月、92年5月、94年7月に基本的な改正
12 イタリア	憲法改正を含む憲法法律は15
1949. 5 ドイツ	1994年1月までに39回の改正
11 コスタリカ	1971年から81年までで9回の改正